

## 第5号議案 練馬三田会規約改正の件(案)

### 改正点

【役員を選出】第6条2項を以下のように改める。

2. 役付き役員（会長、副会長、幹事長）の任期は各4期（1期2年）を上限とする。ただし役員会で過半数の推薦を得て、総会の承認を得た者は任期を延長することができる。

### 【附則】

本規約は平成15年4月1日から施行する。

一部改正：平成29年6月10日（第6条2号は平成29年6月10日を起算日として新たに適用する）

一部改正：令和元年6月22日（第5条2号は令和元年6月22日を起算日として新たに適用する）

一部改正：令和6年6月8日（第6条2項）